

# 長野市公共施設包括管理業務委託の実施に向けた サウンディング型市場調査実施要領

長野市では、公共施設マネジメントの推進のため、新たな事業手法等を検討するに当たり、市場の動向や事業アイデア、民間事業者の意向等について、ご意見を広くお聞きする「サウンディング型市場調査」を実施します。

検討を進める際の参考としたいと考えておりますので、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

「サウンディング型市場調査」とは

事業の検討にあたって、民間事業者（企業・NPO 法人等）から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施する調査です。

## 1 調査の名称

長野市公共施設包括管理業務委託の実施に向けたサウンディング型市場調査

## 2 調査の目的

長野市では、公共施設管理業務の効率化と質の向上を図ることを目的とし、包括管理業務委託の導入を検討しています。

つきましては、本市における市場性の有無、業務範囲等について、民間事業者の皆様からご意見やご提案をいただきながら、公民連携によって、より良い公共サービスの実現を図る方策を検討するため、サウンディング型市場調査（以下、「本調査」という。）を実施します。

「包括管理業務委託」とは

課ごと、施設ごと、業務ごとに契約している保守点検や清掃等、様々な業務委託をひとつに包括し、複数年にわたり契約する維持管理手法。

## 3 調査の対象

現時点で想定している対象施設及び対象業務は、別紙「想定対象施設・対象業務一覧」のとおりです。

なお、包括管理の対象施設や業務の範囲、事業化の実施については、本調査の結果等を参考に決定する予定です。

## 4 調査の参加資格

本調査に参加することができる民間事業者は、長野市公共施設包括管理業務委託への参画を検討している法人又は法人のグループとします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めません。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が属している団体
- (3) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）との関与が認められる等、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係を有する団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

## 5 調査の対話内容

本調査での対話内容としては、以下の項目を予定しています。各項目についてご意見をお聞かせください。

- (1) 本調査への参加理由
- (2) 本市における包括管理業務委託の対象施設数や発注単位、市場性の有無及びその理由
- (3) 包括管理業務委託による業務効果及びコスト削減に関する考え方
- (4) 付加価値として提案可能な業務
- (5) 市内事業者、高齢者団体等の受注機会及び地域経済への貢献についての考え方
- (6) 契約締結までのスケジュール、業務期間及び履行体制の考え方
- (7) 漏水、停電等の緊急時における対応及び災害時における業務継続についての考え方
- (8) 受託事業者公募時に提示してほしい資料やその他の要望
- (9) 業務履行にあたり工夫、苦慮している点（他自治体での受託実績があれば）
- (10) 概算事業費について（マネジメント経費、提案可能業務に係る経費等を含む。）

## 6 調査スケジュールと進め方

- (1) スケジュール

項目	日程
① 調査実施要領の公表	令和 2 年 7 月 13 日（月）
② 調査参加申込み受付	公表日 ～ 7 月 27 日（月）午後 5 時 15 分
③ 実施要領に関する質問受付	公表日 ～ 7 月 17 日（金）午後 5 時 15 分
④ 対話の実施	令和 2 年 8 月 24 日（月）～ 8 月 28 日（金）
⑤ 対話の実施結果概要の公表	令和 2 年 10 月頃

- (2) 調査の進め方

- ① 実施要領に関する質問に対する回答の公表

実施要領に関する質問をされる方は、期日までに様式 1 「調査に関する質問書」に必要な事項を記入の上、Eメールにてご提出ください。

受け付けた質問に対する回答は、次のとおり市ホームページで公表します。

公表時期	令和2年7月22日（水）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受け付けた質問に対する回答は、個別には行いません。</li> <li>・ 質問を行った法人名は公表しません。</li> <li>・ 実施要領に関係のない事項等の質問に対しては回答しません。</li> </ul>

② 調査参加の申込み

本調査への参加を希望される方は、期日までに様式2「サウンディング型市場調査参加申込書」に必要事項を記入の上、Eメールにてお申込みください。

申込期日	令和2年7月27日（月）午後5時15分必着
申込先	長野市総務部公有財産活用局公共施設マネジメント推進課 koukyou@city.nagano.lg.jp
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メール件名は【調査参加申込】としてください。</li> <li>・ 調査参加の申込みが多数の場合、調査実施日や調査時間について調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。</li> </ul>

③ 対話実施日時との連絡

- ・ 参加申込書の内容をもとに、実施日時及び場所を参加者に電話またはEメール等で個別に連絡します。
- ・ 申込多数の場合は、ご希望以外の日時で調整させていただくことがあります。

④ 対話の実施

アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に実施いたします。

日時	令和2年8月24日（月）から8月28日（金）までの期間 各事業者30分から1時間程度（状況によって延長する場合があります）
場所	新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、対話方法を長野市役所本庁舎会議室での実施又は長野市 Web 会議システム※による実施かを決定します。対話方法については、個別に連絡します。
実施方法・対話内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加人数は、1団体につき5名以内とさせていただきます。</li> <li>・ 資料を用いる場合は、事前にEメール又は郵送（10部）で提出してください。なお、事前の提出が困難な場合は、当日持参してください。</li> <li>・ 調査当日は、提出いただいた資料に沿ってご説明をお願いいたします。その後、市側から質問をさせていただき形式で対話を実施いたします。</li> <li>・ 必要に応じて、対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。</li> </ul>

※ 長野市 Web 会議システムとは、インターネット回線を用いて複数の拠点を結び、画像及び音声を送受信して会議等を行うシステム（ZOOMの利用を前提）です。

⑤ 調査結果の概要の公表

- ・ 調査の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。
- ・ 公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。

- ・ 参加事業者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。ただし、「長野市情報公開条例（平成 13 年 9 月 25 日長野市条例第 30 号）」その他関連法令の規定に基づき、公開の対象となることがあります。

## 7 留意事項

### (1) 調査及び調査内容の取扱いについて

- ① 調査の参加実績は、事業者公募等に係る評価の対象となりません。
- ② 調査結果は、包括管理業務委託の導入を検討する以外の目的に使用しません。
- ③ 調査内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも調査時点での想定のものとし、何ら約束をするものではないことをご理解ください。

### (2) 調査に関する費用の負担について

調査参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

### (3) 提出資料の取扱い

参加者から提出された資料等は、返却しません。また、市は、今後の事業実施に向けた検討以外の目的で提出資料等を使用することはありません。

### (4) その他

本調査について、ご不明な点等ありましたら、「9 参加申込先及び問い合わせ先」までお問い合わせください。

## 8 参考資料

### (1) 想定対象施設・対象業務一覧

（施設の位置は、市ホームページ「長野市行政地図情報」を参照してください）

### (2) 長野市公共施設等総合管理計画

(<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/sougoukeikaku/449680.html>)

## 9 参加申込先及び問い合わせ先

長野市総務部公有財産活用局公共施設マネジメント推進課（市役所 第2庁舎4階）

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

電話：026-224-7592（直通）

FAX：026-224-7964

E-Mail：koukyou@city.nagano.lg.jp